

沖縄労働局発表  
令和4年3月2日(水)

担 当	令和4年3月2日
	【照会先】 沖縄労働局 労働基準部 監督課 課長 安慶名秀樹 主任監察監督官 小池 雅弘 (電話) 098(868)4303

## 労働条件通知書の周知・啓発について

～3月は「沖縄労働局 労働条件明示・書面交付強化月間」です～

沖縄労働局(局長 西川 昌登)では、新規採用が最も多いと考えられる新年度に入る直前の3月を「労働条件明示・書面交付強化月間」と定め、以下の取組みを行います。

書面による労働条件の明示がされていないことが、労働基準関係法令違反や個別労働紛争など労使間トラブルの原因の一つとなることから、書面による労働条件の明示を確実にを行い、安心して働くことのできる職場環境づくりを行っていくことが重要です。

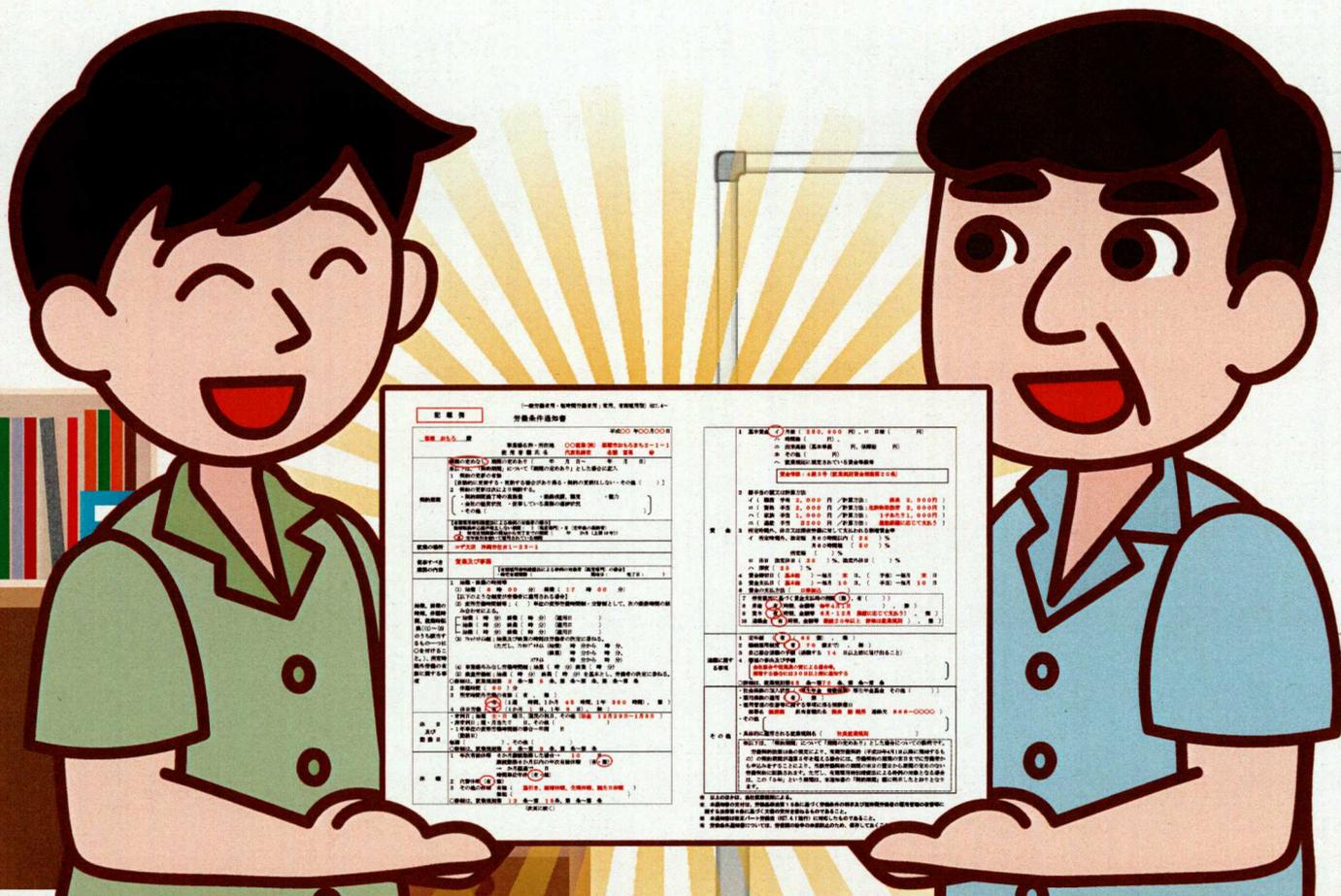
このため、沖縄労働局では、労働条件書面明示の履行確保の徹底を図るため、新規採用が最も多い4月を控えた「3月」を「労働条件明示・書面交付強化月間」と位置づけ、沖縄労働局及び県内の労働基準監督署、ハローワークが一体となって本取組みを推進します。

- 労働条件明示・書面交付強化月間(令和4年3月1日～同年3月31日)における取組
  - 沖縄労働局、管内の労働基準監督署、ハローワーク内にポスターの掲示、のぼり旗の設置
  - 那覇第2地方合同庁舎電光掲示板への「労働条件明示・書面交付強化月間」の表示
  - 沖縄県、県内市町村への周知のための協力依頼
- 添付資料 「交付していますか?もらっていますか?労働条件通知書」

交付していますか？

もらっていますか？

# 労働条件通知書



良好な職場環境の第一歩は**労働条件の明示**から

労働者を採用するときは、**労働条件通知書**を交付しましょう。

事業場に採用されたら、交付された**労働条件通知書**を**確認**しましょう。

事業主は、労働者を雇い入れる際に、「**労働条件を明示した書面**」を交付しなければなりません。(労働基準法第15条)

